

令和5年度 第2回 滋賀県高齢化対策審議会 概要

- 1 日 時：令和5年8月31日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 場 所：滋賀県危機管理センター 大会議室（WEB併用）
- 3 出席委員：岡戸委員、岡委員、荻田委員、越智委員、川村委員、喜田委員、草野委員、高松委員、谷口委員、堤委員、野瀬委員、平野委員、堀委員、松田委員、森本委員、山本委員、横田委員、和治委員
- 4 欠席委員：梅本委員、西村委員
- 5 開 会：
 - (1) 大岡健康医療福祉部長あいさつ
 - (2) 会議成立報告
- 6 議事概要：

(1) レイカディア滋賀 高齢者福祉プランの改定について
[事務局から、資料1～4により説明]

○（会長）：それでは、ご意見ありましたらお願いします。

○（委員）：前回審議会の意見対応について説明いただきありがとうございました。本編を拝見して、市町の高齢者福祉計画と第9期介護保険事業計画に対する県の支援の方針となる、良い計画にさせていただいたと思います。なにより第3章の第1節、「健康しが」で健康面を入念に記載いただきました。

今後の展開として、ますます高齢化が進み、介護サービスの給付費が増大するということになると思います。当町は県下で保険料が一番高いということで、第9期計画を策定中ですが、県でも積算・試算のチェックいただけたらありがたいと思いますし、「健康しが」を謳うなかで健康な高齢者を増やし、高齢化は進むけれども介護サービスはそこまで必要ない、という道筋がこの計画ではっきりしたと思いますので、その方向で市町にご指導いただければと思います。

○（会長）：ありがとうございました。もしよろしければ、引き続き第1節から、ご関心あるところで発言いただけたらと思います。

○（委員）：かねてからフレイルについて話をさせていただいておりますが、かなりの部分で触れていただきました。フレイル対策については、栄養・運動・社会参加という3要素が関連していますが、こちらを冒頭に据え、フレイル対策を進めていく、特に市町を支援していただくという話を本文に記載いただき、ありがとうございます。

フレイルについての認識は浸透してきましたが、まだまだですので、この方針が活かされるように、具現化するようになると思います。予防するためにどう取り組んでいくのか、どういう指標で測っていくかが大事になってくると思いますので、今後、指標を明らかにし、市町が取り組みやすいものにしていく

できればと思います。

- （委員）：フレイルの啓発が進むよう取り入れていただき、どうもありがとうございました。ご説明あったかもしれませんが、後期高齢者のフレイル健診への参加率の向上や、フレイル健診の勧奨等は、この計画の中に取り入れられるものではないのでしょうか。行政的には、成人期の方が高齢期に入っていくより高齢者福祉施策の対象になるなど、縦割りになっているように感じますが、シームレスにつながるよう、早くからフレイル対策をしていくことが重要だと思いますし、フレイル健診の参加率を上げていくような文言が入れば良いかと思いました。また、アウトカム指標としても、フレイル健診参加率を取り入れていただければわかり易いかと思います。通いの場以外の指標の提案としては、最近フレイルという言葉を取り入れた健康教室も多いので、フレイルに関連したイベントの数などで、啓発がどれくらい進んでいるかを測るなど出来るのではないかと思います。
- （事務局）：指標については、しっかり検討したいと思います。また後期高齢者のフレイル健診との関連につきましては、十分ご説明できていないところもありますが、他課とも調整しながら計画の整合を図っていききたいと思います。
- （会長）：シームレスに、というご意見については、被るところがあってもよいかと思いますので、対応をよろしくお願いいたします。
- （委員）：審議会の意見を反映しつつ、新しい視点を取り入れていただき、ありがとうございます。資料2で、第1節の「生きがづくり・社会参加・ボランティア活動・就労支援」の箇所に、改めて滋賀県ボランティアセンターの役割に下線を引いて記載いただいております。ボランティア活動は身近な地域で仲間と共に、各テーマで活動するというのが基本的な形で、自身の生きがづくりという面もあります。一方で、アクティブシニアがレイカディア大学や趣味等で集まって、相互に作用しながら活動することで、健康しがや共生社会のなかで、地域貢献・地域の支えとして活躍していく、もしくは介護分野で軽作業など就労的な部分を担うという面もあると思います。

県のボランティアセンターは滋賀県社会福祉協議会で担っているところですが、私たちとしても、ボランティアセンターが、このような関係性の入り口になるように、強化していきたいと思っていました。さきほどシームレスというお話もありましたが、一人ひとりの取組に留まらず、このことがのちの節の取組につながっていくことが重要かと思います。現在センターの愛称を考えており、内部では「ともにいきなん滋賀県ボランティアセンター」といった案も出ていますが、しっかり取り組んでいきたいと思います。
- （会長）：事務局としても、このような想いを文言に反映していただくとともに、是非（1）の高齢者一人ひとりの取組の推進と、（2）の共生のまちづくりがにつながるような文章を、加筆していただければと思います。
- （委員）：第1節に関連して、資料2の6ページで災害に触れていただき、ありがとうございます。災

害派遣福祉チーム、DWAT について記載いただいております、資料3の時点案の54ページにもありますが、本文の中でも災害派遣福祉チームだけでなく、括弧してDWATと記載していただければと思います。滋賀県でも200人以上の方が県社会福祉協議会と県を中心に組織していただいております、市民権を得た表現かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また第2章に関して、時点案32ページになりますが、特に強調したい視点の「1 地域で活躍する人材の確保・育成・協働」の表現についてです。これを読むと、どうしても地域活動の担い手のみを意識させるように感じましたが、内容としてはタイトルの下に記載のとおり、地域活動の担い手だけでなく専門職の話も多いので、「地域で活躍する」という表現でよいのかとも感じます。専門職と地域で活躍する人材の両輪で育成していくというところを、表現できればよいのではと思いました。

○（会長）：「地域で活躍する」となると、3番目の○に力点があるように見えますが、ここでは以前から議論していますように専門職の確保の問題が大変大きいので、できれば専門職にも応用が利くような文言に修正できればと思います。

○（委員）：第1節のサブタイトルで「みんなで創る」とありますが、介護予防は本人が意識を持ってくれないとなかなか伝わらないところがあり、要支援の方でも必要な際にうまくつながらないことがあります。「誰もが自分らしく幸せを感じられる」のが大きな目標で、それが中心にあって、そのまわりに地域の方、専門職がいて、しかしそこにいるチーム員には、本人も含まれるのだというメッセージを入れる方がよいかと思いました。無理に本人に努力してほしいということではないのですが、そういう意識を県民の方に持ってもらえば、より健康しがが進むのではないかと思いました。

○（会長）：事務局としては一貫して本人中心と説明いただいていたのですが、いかがでしょう。

○（事務局）：ご本人の主体的な取組を引き出す、意識してもらおうというところだと思いますので、そういった視点が十分に反映できるよう、本文でも検討してまいります。

○（委員）：私たちも計画づくりをしておりますが、皆さんのおっしゃるところを重要な点として、県と同じ方向で取り組んで行ければと思っています。

特に第1節の健康は、予防的な活動を日頃からすることがとても重要だと思いますので、触れていただけてよかったと思います。また「共生」はだれもが主体的に、誰かに任せるのではなく動いていくことが大切なので、全てのところに反映できるような計画になればと感じています。お世話をしてもらう、させてもらうという視点の方もまだおられますが、高齢者自身が動き、いきいきと活動できる方が、これからも増えていくといいなという印象を持ちました。

○（会長）：先ほど事務局からお答えいただいたような方向で、是非記載や取組を強化していただければと思います。

○（委員）：前回までの議論を反映していただき、内容的にもよいものとなったと思います。個人的には、

どこまでを介護予防とするのかに、もやもやしています。新聞投稿では、80歳代でもパート社員という方を目にすることも多くなりましたが、生涯現役が介護予防になったり、趣味でつながり、体や心を動かすことで、要支援や要介護になることを一日でも遅らせたりすることもあると思います。いずれにしても本人が真ん中にいて、心を動かし一歩前に足を出すために、いろんなつながりの中で居場所やすべき用などの選択肢があると、介護予防という言葉を使わなくても、健康しがにつながっていくことが出来、いいなと思いました。

○（会長）：「みんなで創る」健康しがでは本人の主体的な参加が、委員から多く意見として出ていますので、ぜひその文面を補強して、滋賀のセールスポイントにしていいただければと思います。

○（委員）：飛びますが、本文では50ページ、第1節の（2）共生のまちづくりのなかで、複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制、に関しまして、整備を進めていくことが明記されていることはよいと思います。

また、このことは71ページからの地域包括支援センターの取組支援ともかかわりが深い内容かと思えます。この取組支援では、医療福祉推進アドバイザーの派遣など追記されていますが、こうしたことを推進していくうえで、何か数値で示せるような指標があるのでしょうか。具体性があった方がいいし、どういう支援をしていくのかを示していったらよいのではないかと、読ませていただいて思いました。

○（事務局）：支援としては、市町の取組に県として何が出来るかというところですが、記載しているもの以外でも何が出来るか、記載しているものをどう効果を測っていくのか、検討出来ればと思います。

○（委員）：医療福祉推進アドバイザーは、どんなことをされているのかなども触れていただければ、市町でもどのように活動してもらったらよいのかなど、わかり易くなるのではないかと思います。

また市町では重層的支援体制整備にとりかかったところではありますが、実際に現場で働いているものとしては、非常に期待しています。自分たちだけでは出来ないところを担ってもらいたいという想いがありますので、どういうふうに県でサポートしていただけるか、しっかり記載いただければ上手くいくのではないかと思います。

○（会長）：重層的支援体制整備事業は、ガイドライン等で支援者支援の要素が強いと書かれています。地域包括支援センターは業務量が多く大変な状況にあり、場合によっては人が足りないということもあろうかと思いますので、またよろしくをお願いします。併せて先ほどの最初の質問について、事務局から回答をお願いします。

○（事務局）：医療福祉推進アドバイザーの派遣については、県で医療や保健福祉に専門的な知見を有する方、地域づくりの取組に長年の経験がある方を選任し、各市町へ派遣し、市町の取組を現地でアドバイスさせていただく仕組みです。現在でも実施させていただいており、色々相談に乗らせていただいております。

また重層的支援体制についても、担当課とも調整しながら記載出来ればと思います。

○（委員）：社会福祉協議会で市町の地域包括支援センターを担っている部分は多くはありませんが、介護保険サービスはもちろん、権利擁護も含めて、制度の範疇に入らないけれど、日常生活の維持に大切なことを誰がするのか、例えば実際に電球を変えてくれる人の話だけでなく、その調整を誰が手配するのかという問題があります。こういった場合に調整を担うのは、やはり地域包括支援センターですし、社会福祉協議会の職員と一緒に動くこともあります。細かなことだけれども日常とても大事なことが、重層という大きな仕組みでは見てもらえないのではないかと、従来からずっとあることを、あえて再度注視しないといけないのではないかと思います。重層的支援体制整備といったときに、新しい取組、新しい居場所を作っていくことになりがちですが、地域包括支援センターの取組を再度聞き取りするとか、どう役割分担できるかということを含めて、考えてみたほうがよいと思いました。

○（委員）：重層的支援体制整備は県内でも取組がバラバラで、進んでいないところは制度が理解されおらず、広がっていないのかなと思います。この体制整備は地域包括支援センターだけではできず、高齢者だけでなく子供から障害者まで、対象の方が幅広く、またそれを支える地域の人や団体まで幅広く取り組むものですので、みんなで理解していく必要があると思います。単に一人のケースをどう支援するというだけでもありません。県内の各市町でも十分理解が行き届いていないのであれば、わかるような記載をしていく必要があると思います。

地域包括支援センターも各地域で活発に活動いただいています、日々苦労されていると感じます。

○（委員）：地域包括支援センターの役割は大きいと思っています。当町でも職員が手薄なので、保健師や社会福祉士等、専門のスタッフを増強したいと思っておりますし、相談者に的確なアドバイスをするために、ケアマネジャーが相談者の話を引き出すことに努める必要があると思っています。

○（委員）：地域包括支援センターには全国組織として、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会という組織があります。悩みながら活動している地域包括支援センターの横のつながりをつくっていただくということで、全国的にも各都道府県で県域組織が整備されつつありますが、滋賀県ではまだありませんので、出来れば滋賀県にもつくっていきたいと思います。悩みの共有や横連携をしながら問題解決のヒントを得るということ、顔の見える関係からつくれたらと思います。小チームで閉じがちな視点になってしまうところを、視野を広げたり、学びの場に出来ればと思っています。

○（会長）：一つの課題かと思しますので、是非関係者の協力のもと、連絡協議会が出来ればと思います。9月上旬に北海道で全国大会があり、私も分科会を担当していますが、滋賀でも横のつながりを強化していただければと感じます。

○（委員）：前回の議論をベースに、よく計画に落とし込んでいただけたと思います。本文 62 ページに認知症サポーターの養成数が指標として載っていますが、キャラバンメイトの養成数も載せていただき、目標数値として挙げていただけたらと思います。市町によって差がありますが、滋賀県のキャラバンメ

イトやサポーター数は47都道府県でトップレベルだと思っています。

また、防災の関係で個別避難計画の策定支援を挙げていただけていますが、一次避難所や防災拠点で担当となる人にも、サポーターやキャラバンメイトに参加してほしいと思います。具体的に落とし込むのは市町かと思いますが、とあるセンターでは、「認知症の人が避難してきても対応できないから困る」という人もいると聞いています。草の根の支援が地域の中で出来ればと思います。

- （事務局）：指標については、また検討させていただきます。認知症については今回、普及啓発を掲げていますが、様々な実態を踏まえて、こういったところに働きかけていくのか、具体的な取組の中で考えていけたらと思います。
- （委員）：認知症のサポーター、キャラバンメイトはどこまでの権限があり、こういった人がなれるのでしょうか。ご近所の認知症の方への対応として、介護施設の紹介や金銭の問題など、どこまでしてあげたらよいか、困っています。サポーターやキャラバンメイトの資格はどうやったらとれるのでしょうか。
- （事務局）：認知症サポーターは、各市町でサポーター養成講座を適宜開催しておりまして、受講にあたっての資格はありませんので、受講いただいた方がサポーターになるという仕組みです。権限というのは難しいですが、まずは認知症のことを正しく理解をしていただく、接していただく際の参考にする知識を身につけていただいている方だと理解しております。
- （会長）：地域包括支援センターも含めて考えていくことかと思いますが、また後程触れられたらと思います。
- （委員）：第3節を読ませていただいて、安心できる住まいがあつての支援かと感じました。住まいの確保は県がしないといけないことではないですが、滋賀県全体で、本人が幸せに命を全うできる住まいについて、どこかに言及しているのでしょうか。もし無いなら、そういう視点が入れば良いかと思いました。朝から困難を抱える女性の話聞いており、一見富裕層でも子ども達に家に押し込められている人の話や、健康的にも厳しいと思われる住まいに暮らしている人の話など、お金のある無しに関わらず、住まいという視点は重要ではないかと思いました。
- （会長）：高齢者の孤立・孤独の支援も含めてですが、最近、居住支援協議会の役割なども議論となっています。事務局から説明できるようであれば、お願いします。
- （事務局）：住まいに関する支援については、本文2ページに関連する計画を掲げておりまして、土木交通部でも高齢者居住安定確保計画を策定していくことになっていますので、連携して取り組めたらと思います。
- （会長）：大変重要な視点ですので、ぜひご検討よろしく願いいたします。

○(委員)：在宅看取りは、どうやって逝かれる方を支えるか、そういう体制づくりだと考えますが、実際は、在宅での介護・看護が大変だから入院させるという流れになっているのだろうと思います。長時間寝かせておくスペースもない、もっと言うと、亡くなった方を安置するスペースもない、というのがネックになっているかと思っています。

私自身、何人も看取らせていただいておりますが、どういう最期を迎えたいか本人と話をしたかご家族に聞きますと、そのようにしている方は一割に満たないというのが現状です。最近 100 歳を超えて大往生をした方は、7-8人おられますが、はっきり生きたいという方はいない、家で死にたいという方もいない、点滴は嫌という方がほとんどです。あとは死について話したことがない、という状況でした。また、家族の都合だったり、悲痛な叫びというのも経験してまいりました。

どこで看取るかは難しいことですが、闘病生活は、出来ることを出来る範囲でやっていただくことが重要だと思います。一人の病気を持っている方がおられる。それが認知症であっても、身体障害であってもよい。それを他の方が支える。今の考え方は、1人で1人を支えるという考えに固まっている気がしますが、10人で10人を支える、100人で100人を支えるという発想の転換が必要ではないでしょうか。また、今の医療福祉は若い人が高齢者を支えるという概念になってしまっていると思いますが、高齢者が高齢者を支えるという考えが必要です。高齢者に8時間労働は無理ですが、1時間ずつ8人で8時間埋めればよい。このように発想を転換していかないと、これからの超高齢社会では成り立たないだろうと思っています。何か見返りに賃金を払うのであれば、それが孫へのお小遣いになるし、それがその方の生きがいになる。車いすの方でも話し相手になれますし、そういう形で存在意義を証明できる。またそれがその人の生きがいになり、車いすの方に支えられる寝たきりの方も、楽しみが得られる。そのような形での在宅医療福祉、在宅看取りにつながっていくかと思っています。

○(会長)：最期のありかた、看取りを家族で話し合うという環境も大切だと思います。知事からも発言あったと記憶しておりますし、文言等反映できるところがあれば反映していただきたく思います。

○(委員)：この計画は我々高齢者を対象としていると思いますが、老人クラブではこの計画にお世話になるのではなく、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする高齢者への見守り、安全の確認、介護予防活動をしていくということを念頭に、色々な健康づくりに取り組んでいます。話題となりましたフレイル予防にも色々あると思いますが、新聞記事等見ても、最も大切なのは、人とつながりを持つことだと思います。そのためには、県下でも色々なところで行われているサロンが非常に重要になると思います。サロンは、住民の安否確認や情報交換の場にもなります。行政でもサロンを通じて、フレイルや介護予防の情報提供を考えてもらえればよいと思います。

○(会長)：滋賀は比較的サロンづくりが盛んであるということの評価して参りましたので、是非その点も強化していただければと思います。

○(委員)：在宅看取りにあたって、外来時から含めて入退院支援のことを記載していただいております。入院期間が短くなり、診療所や外来で治療を受けている方が増えているので、この文言がいいなと思い

ました。アドバンス・ケア・プランニング (ACP)、人生会議については、言葉が出て来た頃は市町でも住民向けの研修会を行っていましたが、今のご意見を伺って、サロン等でもフレイルと共に、ACPの学びの場が出来たらよいなと思いました。

飛びますが、資料2の15ページに、第5節で感染症対策について記載していただいております。コロナ禍では、感染症管理認定看護師に施設に出向いてもらって、研修を行うなどしていました。しかしやはり単発での研修では難しいので、できればどこかの期間に定期的に支援出来るようになってほしいなという意見も聞いています。そういう意味では、「高齢者施設等と症状管理が可能な地域の医療機関等との連携の強化を図る」というなかにも、感染症に関する情報について、一定期間ごとの指導が入ったり、感染症以外の褥瘡予防も含めて、高齢者施設と医療機関が地域の中でチームとなって情報交換できたらいいと思いますので、継続的な支援体制も考えていただければいいかと思いました。

○ (会長)：是非事務局でも検討いただければと思います。

○ (委員)：前回から色々反映されているので、取り立ててはないのですが、資料1について、第4節の介護職員の定着のところ、本文には③労働環境の改善とあるのですが、こちらには記載ないので、こちら書かれたらよいのではないかと思います。

また、第4節の指標として、業務改善の指標や定着率の指標も得られないかと思いました。

○ (会長)：定着のデータをどうとるかという課題もありますが、解決しにくい問題であるという意味も含めて、何らかの指標を検討いただければと思う次第です。

○ (委員)：第1節の健康な人づくりに記載のあるフレイル予防、認知症予防、それに関する口腔の健康など、県内の全19市町で健康推進員が活動しています。サロンにも出向いて活動していますし、コロナが明けて調理実習も出来るようになりますので、これから地域に密着した活動を一層頑張っていきたいです。ただ、健康推進員は主婦も多く、住民の方と同じような立場で活動しておりますので、ここで専門的なお話を聞かせていただき勉強させていただいて、地域に持って行ければと思います。

○ (会長)：みんなで創る健康しがが第1節のスローガンですので、健康推進員の活動にも言及していただければと思います。

○ (委員)：素案を拝見して、ほぼすべての分野を網羅し、健康しがというテーマを基に、素晴らしくまとめたものだと感じました。そんななかで感じるのは、やはり高齢になりますと健康が大事だということ。じゃあ健康になるにはどうしたらよいのか。私は仕事を持つことだと思います。仕事を持つなかで、規則正しい生活、運動、栄養など得られると思います。高齢者の就労に関する団体であるシルバー人材センターが各市町にあると思いますが、シルバー人材センターの強化、そういったものを盛り込んでいただき、就労の推進をしていただければありがたいです。

○ (事務局)：シルバー人材センターについては、資料3の47ページに市町のシルバー人材センターの取

組を支援するとともに、県の連合会の取組を支援するようにと記載しておりまして、継続的な支援により、就労支援につなげていきたいと考えております。

○（委員）：現場で気になるところですが、73ページの権利擁護のところですが。活動していると、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度が必要な人がたくさんいますが、制度につなぐにしても、受け皿がいっぱいということで、にっちもさっちもいかない状況です。推進するのであれば、受け皿をどうするかということを検討していただく必要があると思います。これからますます必要な方が多くなるということで、併せてどれくらいの方が利用されているかも入れていただければと思います。

○（委員）：地域福祉権利擁護事業自体は、高齢の方、障害がある方等、判断能力が弱い方を対象としています。どれだけ待っている方を契約に結び付けていくかということが課題ですが、契約に基づくサービスから外れる部分をどうするのがあいまいになり、それを専門員や支援員が受けざるを得ず、これ以上ケースを持ってないという課題もあります。また予算上の制約もあって、これ以上専門員、支援員を増やせないという問題もあります。県全体の課題でもあり、予算構造が複雑なので、県と市町と社会福祉協議会で連携して、待っている方がいるのは間違いないので、進めていけたらと思います。

○（会長）：今後とも、身寄りがいない人の問題も大きな課題となっていくでしょうし、国でも成年後見の利用促進で議論していますので、また新しい方向性が打ち出されてくるのではないかと思います。地域福祉権利擁護事業をはじめ、成年後見制度の利用促進についても、今後の方向性を加筆していただくことを検討していただければと思います。

○（委員）：資料3の77ページですが、介護人材の参入促進で、介護・福祉人材センターとハローワークに触れていただいています。2つの公共職業安定所の機能強化というのを県でも着眼し、県社協でも取り組んでいただいていますので、「機能強化をしつつ、市町など関係機関との一層の連携」というような形で、「機能強化」を盛り込んでいただければと思います。

また78ページ、高校・大学での対話型交流会を記載していただいています。これはとても重要だと思います。特に高校の進路指導の先生たちが、介護や福祉の現場をどう理解しているかがキーポイントとなってきますので、先生たちへの啓発や理解を深める取組が出来たらと思います。

小中学生には、本人もそうですが、保護者の理解が重要になってきます。「小中学生を含む若年層およびその保護者」というように、家族の理解も併せて進路指導を検討していくようなものがよいのではないかと思います。また滋賀県では中学生に、チャレンジウィークとして就労体験をしていただいています。福祉や介護の事業所に来ていただいた場合、初期の印象が重要になり、将来、その思い出と共に就職していただくこともありますので、チャレンジウィークとの関係を書いていただくなど、中学校の先生に任せきりにしないように、事業所も主体的に関わっていくように、双方向の活動が重要かと思っています。

最後に災害に関して100ページになります。災害レッドゾーン、イエローゾーンに立地する高齢者施設の安全対策について記載いただいております。内容的にはそのとおりのと思いますが、レッドゾーン、イエローゾーンという表現はどうかと思いますので、土砂災害警戒特別区域など、日本語併記していただ

ければと思います。

また災害時の連絡体制についてですが、令和3年から介護サービスの情報公表システムに災害情報の共有機能が追加されています。被害状況の即時把握や支援の迅速化を考えると、いかに公表システムを使っていくのが大切であり、そのあたりも重要な点かと思っておりますので、よろしければ明記いただければと思います。

○（会長）：具体的な修文ですので、委員とも連絡とりながら、修文をお願いします。全体を通して事務局からいかがでしょうか。

○（事務局）：全体通して、また細かいところまでお目通しいただきご意見賜り、ありがとうございます。具体的な修文についてはまた確認させていただくかもしれませんが、その際はご協力いただければありがたいです。

補足ですが、先ほど委員から住まいについての記載の確認をいただいた際、資料2の該当箇所をご案内出来ておりませんでした。資料2ですと14ページ（8）として、本文では99ページから、居住に関する計画を反映して記載していくことになっておりますので、遅れましたがご案内させていただきます。

○（会長）：それでは、素案概要については議論の結果を反映させていただくことにしたいと思います。最後に、今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）：次回の審議会について説明させていただきます。次回の審議会は、従前からご案内しておりますように、11月6日に予定しております。当日は、事務局から提示させていただいた原案というべきものについて改めてご意見をいただきます。いただいたご意見によりまして、皆様の任期中である11月末までに答申をいただくという形をとらせていただくことになろうかと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

○（事務局）：会長、委員の皆様におかれましては、滞りなく議事進行いただきどうもありがとうございました。